

# 平成27年度当初予算主要事業

## 環境生活部

電話番号	部長	224-2213
	廃棄物対策局長	224-3360
	副部長	224-2620
	環境担当次長	224-2305
	人権・社会参画・生活安全担当次長	224-2468
	廃棄物対策局次長	224-2375

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：暮らしを守る～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～》</p> <p>〈施策名：(131) 犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 安全安心まちづくり事業 949千円            【(13101) みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】            (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費)            犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動のリーダー養成や、防犯に関するフォーラム、出前講座等を実施し、地域の主体的な取組を促進します。            (リーダー養成講座1回、フォーラム1回、出前講座15回予定)</p> <p>2 暴力団排除推進広報事業 324千円            【(13103) 組織犯罪対策の推進】            (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費)            公の施設からの暴力団の排除など、暴力団排除の取組を社会全体で推進していくため、バス広報案内板による広報など、警察本部や教育委員会と連携を図りながら、広報啓発を実施します。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2664)</p> <p>交通安全・消費生活課 (224-2664)</p>
<p>〈施策名：(132) 交通安全のまちづくり〉</p> <p>1 飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動事業【新しい豊かさ協創5】 7,106千円            【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】            (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費)            「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」をふまえ、教育および知識の普及・啓発や飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知および飲酒運転とアルコール問題に関する相談などにより、飲酒運転の根絶を図ります。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2410)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>2 交通安全運動推進事業 9,111千円  【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費)  関係機関・団体と連携して年間を通じて交通安全運動を展開するとともに、全ての座席のシートベルト着用の徹底や交通事故発生割合の高い地域における重点的な啓発等を行い、効果的に交通事故防止を図ります。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2410)</p>
<p>3 交通安全研修センター管理運営事業 40,291千円  【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費)  三重県交通安全研修センターにおいて、新たに導入した交通安全教育機器を活用して、幼児から高齢者まで幅広い県民を対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を効果的に実施するとともに、交通安全教育指導者の養成・資質向上に取り組みます。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2410)</p>
<p>4 交通弱者の交通事故防止事業 1,994千円  【(13201) 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 2交通安全対策費)  高齢者の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育により、老人クラブ等で交通安全活動を行う交通安全シルバーリーダーを、特に、交通事故の発生割合が高い地域で重点的に育成するとともに、地域の連絡会議を開催し、その活動を支援します。  (交通安全シルバーリーダーの育成200人、連絡会議の開催18箇所予定)</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2410)</p>
<p>〈施策名：(133) 消費生活の安全の確保〉</p>	
<p>1 消費者行政推進事業 32,014千円  (62,831千円 ※H26年度2月補正含みベース)  【(13301) 消費者の自立のための支援】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)  市町の消費生活相談体制の充実に向けて、市町における消費者相談事業等を支援します。また、消費者啓発地域リーダーフォローアップ事業や消費者教育のシンポジウムの実施などにより、消費者教育・啓発の推進に取り組みます。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2400)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>2 相談対応強化事業 <span style="float: right;">22,832千円</span>  <span style="float: right;">【(13302) 消費者被害の防止・救済】</span>  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)  消費生活相談員の資質向上を図り、県消費生活センターにおいて消費生活相談に対応し、解決方法などの助言やあっせん、情報提供を行い、トラブルの解決につなげます。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2400)</p>
<p>3 事業者指導事業 <span style="float: right;">5,472千円</span>  <span style="float: right;">【(13302) 消費者被害の防止・救済】</span>  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 7消費生活事業費)  関係機関、他県と連携しながら、「特定商取引に関する法律」や「不当景品類及び不当表示防止法」等に基づき、事業者を指導することにより、適正な商取引や表示、製品の安全性を確保します。</p>	<p>交通安全・消費生活課 (224-2400)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：環境を守る持続可能な社会～自然を大切にし、環境への負荷が少ない社会～》</p>	
<p>〈施策名：(151) 地球温暖化対策の推進〉</p>	
<p>1 地球温暖化対策普及事業 4,706千円  【(15101) 温室効果ガス排出削減の取組推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)  地球温暖化対策を着実に進めるため、通勤手段を自家用車から公共交通機関に誘導する「エコ通勤」などの各主体の自主的な取組を推進するとともに、地球温暖化への緩和策や適応策についての知見をもつ専門家を交えた調査・研究を行い、県民の皆さんへの情報提供に取り組みます。</p>	<p>地球温暖化対策課 (224-2368)</p>
<p>2 地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業  【新しい豊かさ協創3】 1,057千円  【(15101) 温室効果ガス排出削減の取組推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)  伊勢市において、協議会の参画者と連携しながら、充電施設設置場所の情報発信やEV等の普及を促進し、低炭素なまちづくりを進めます。また、この事業で得られた成果について、他の市町への展開を図りEV等の普及に取り組みます。</p>	<p>地球温暖化対策課 (224-2368)</p>
<p>(新) 3 つながるカーボン・オフセット活用事業 1,489千円  【(15101) 温室効果ガス排出削減の取組推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)  事業者の二酸化炭素排出削減の取組を進めるため、カーボン・オフセットの制度やその取組事例について情報提供を行うとともに、クレジット化された二酸化炭素削減量取引の機会の充実を図ります。</p>	<p>地球温暖化対策課 (224-2368)</p>
<p>4 環境経営促進事業 7,624千円  【(15102) 環境経営の促進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費)  事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を進めるため、M-E M Sの普及拡大を図るなど環境経営の取組を促進します。</p>	<p>地球温暖化対策課 (224-2368)</p>
<p>5 環境行動促進事業 7,532千円  【(15103) 環境行動の促進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費)  家庭における温室効果ガスの排出削減を図るため、地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、具体的な省エネ手法等に関する講座などの内容の充実を図りながら、地球温暖化防止活動推進員等による普及啓発活動を進めます。</p>	<p>地球温暖化対策課 (224-2368)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>6 環境学習情報センター運営事業 37,110千円  【(15104) 環境教育の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費)  環境教育を推進するため、環境学習情報センターを拠点に、他団体との連携を図りながら、環境講座やイベント等を開催し、普及啓発を進めます。</p>	<p>地球温暖化対策課  (224-2366)</p>
<p>7 サンパウロ州環境保全支援事業 2,758千円  【(15104) 環境教育の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 1環境総務費)  サンパウロ州の行政職員等を対象に、公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）を活用して、公害防止技術等に関する研修を実施します。</p>	<p>地球温暖化対策課  (224-2366)</p>
<p>〈施策名：(152) 廃棄物総合対策の推進〉</p>	
<p>1 産業廃棄物適正処理推進事業 47,062千円  【(15202) 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2廃棄物対策費)  廃棄物の3Rと適正処理を推進するため、国の基本方針をふまえ、一般廃棄物を含めた総合的な廃棄物処理計画を策定します。また、産業廃棄物の発生や処理実態の把握・分析を実施するとともに、産業廃棄物の再資源化を促進します。</p>	<p>廃棄物・リサイクル課  (224-3310)</p>
<p>2 災害廃棄物適正処理促進事業 17,492千円  【(15201) ごみゼロ社会づくりの推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2廃棄物対策費)  大規模災害時の廃棄物処理を円滑に進めるため、災害廃棄物の具体的な処理手順の調査・検討、発災時の迅速な処理体制の構築、災害廃棄物処理に精通した人材の育成を行うとともに、有識者で構成するアドバイザーボードを設置します。</p>	<p>廃棄物・リサイクル課  (224-2385)</p>
<p>3 「ごみゼロ社会」実現推進事業 13,264千円  【(15201) ごみゼロ社会づくりの推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2廃棄物対策費)  ごみゼロ社会の実現に向けて普及啓発を行うとともに、ごみゼロ社会実現プランの中間目標年度となることから、中期目標の達成度を評価するため県民アンケート調査を実施します。</p>	<p>廃棄物・リサイクル課  (224-3310)</p>
<p>4 産業廃棄物処理責任の徹底促進事業【緊急課題解決10】 28,052千円  【(15202) 産業廃棄物の適正処理・再生利用の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2廃棄物対策費)  産業廃棄物の適正処理の確保に向け、多量排出事業者を対象とした個別訪問等に加え、電子マニフェストの普及促進のため、ICカードとスマートフォンを組み合わせた新しい方法についてモデル的な取組を行います。</p>	<p>廃棄物・リサイクル課  (224-3310)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>5 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業 17,620千円  【(15203) 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)  不法投棄の未然防止や早期発見を進めるため、市町、事業者、地域の活動団体等と連携した事業の実施や不法投棄監視カメラの活用等を行うとともに、不法投棄を許さない社会づくりに向けて、関係者間で連携した取組を進めるための対話を行うなどにより不法投棄等の防止に関する意識向上と自主的な監視活動の定着化を図ります。</p> <p>6 環境修復事業【緊急課題解決10】 3,736,215千円  【(15203) 不法投棄等の早期発見・未然防止、不適正処理の是正の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 2 廃棄物対策費)  生活環境保全上の支障等のある4つの産業廃棄物不適正処理事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、産廃特措法に基づく国の支援を得て引き続き恒久対策を実施します。</p>	<p>廃棄物監視・ 指導課 (224-2388)</p> <p>廃棄物適正処理 プロジェクトチ ーム (224-2483)</p>
<p>〈施策名：(154) 大気・水環境の保全〉</p>	
<p>1 大気テレメータ維持管理事業 103,192千円  【(15401) 大気・水環境への負荷の削減】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)  環境総合監視システムにより大気環境基準の達成状況を把握するとともに、排出ガスを多量に発生する発生源の常時監視を行い大気環境の保全を図ります。また、PM2.5や光化学オキシダントの濃度上昇により健康への影響が懸念される場合、速やかに県民の皆さんに情報提供を行います。</p>	<p>大気・水環境課 (224-2380)</p>
<p>2 河川等公共用水域水質監視事業 37,809千円  【(15401) 大気・水環境への負荷の削減】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3 環境指導費)  公共用水域および地下水の水質常時監視を行うほか、伊勢湾に流入する汚濁負荷量(COD、窒素、りん)の総量規制に係る調査等を実施し、河川、海域等の水質保全を図ります。  (公共用水域の常時監視 BOD等49河川76地点、COD等4海域27地点、地下水の概況調査20地点等)</p>	<p>大気・水環境課 (224-2382)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>3 生活排水総合対策指導事業 7,674千円  【(15403) 生活排水対策の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)  浄化槽の適正な維持管理の指導等により公共用水域の水質保全を図ります。また、生活排水対策の総合的な推進のため、現行の生活排水処理アクションプログラムに基づき、関係部局と連携を図り進行管理を行うとともに、次期生活排水処理アクションプログラムを策定します。</p>	<p>大気・水環境課 (224-3145)</p>
<p>4 浄化槽設置促進事業 271,068千円  【(15403) 生活排水対策の推進】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)  浄化槽設置者に市町が補助を行う事業および市町が浄化槽を設置する事業等に対し助成を行い、生活排水処理施設の整備率の向上および水環境の保全を図ります。</p>	<p>大気・水環境課 (224-3145)</p>
<p>5 伊勢湾行動計画推進事業  578千円  (32,800千円 ※H26年度2月補正含みベース)  【(15404) 伊勢湾の再生】  (第4款 衛生費 第6項 環境保全費 3環境指導費)  伊勢湾再生推進会議において策定した「伊勢湾再生行動計画」を進めるとともに、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとした海岸漂着物の回収・処理、発生抑制の取組を三県一市の枠組みも活用して実施します。</p>	<p>大気・水環境課 (224-2382)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：人権の尊重と多様性を認め合う社会～一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会～》</p>	
<p>〈施策名：(211)人権が尊重される社会づくり〉</p>	
<p>1 人権施策総合推進事業 4,324千円  【(21101)人権が尊重されるまちづくりの推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費)  人権が尊重される社会を実現していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権尊重の視点に立った行政を推進します。また、「三重県人権施策基本方針(第一次改定)」の改定等に取り組みます。</p>	<p>人権課 (224-2278)</p>
<p>2 人権文化のまちづくり創造事業 1,344千円  【(21101)人権が尊重されるまちづくりの推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費)  人権が尊重されるまちづくりが県内全域で展開されるよう、地域が主体的に開催する研修会等に講師やアドバイザーを派遣し、地域の取組状況やニーズに応じた支援を行います。</p>	<p>人権課 (224-2278)</p>
<p>3 隣保館運営費等補助金 285,847千円  【(21101)人権が尊重されるまちづくりの推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費)  市町が設置する隣保館において、相談事業、啓発及び広報活動、地域交流などの隣保事業が推進されるよう支援します。</p>	<p>人権課 (224-2278)</p>
<p>4 人権啓発事業 28,826千円  【(21102)人権啓発の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費)  県民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、スポーツ組織と連携した啓発や、商業施設や地域のイベント等に出向いて行う移動人権啓発、さらには市町の取組に対する支援など、さまざまな手法を活用した啓発活動を展開します。(県民人権講座4回開催予定など)</p>	<p>人権課 (224-2278)</p>
<p>5 地域人権相談支援事業 443千円  【(21104)人権擁護の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費)  人権に関する相談に適切に対応できるよう、人権に関わる相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、相談員等の資質向上を支援するとともに、交流会を開催し、ネットワークの充実を図ります。(人権に関わる相談員スキルアップ講座16講座開催予定)</p>	<p>人権課 (224-2278)</p>
<p>6 インターネット人権モニター事業 2,305千円  【(21104)人権擁護の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 4人権施策推進費)  インターネット上の差別的な書き込み等に対してモニタリングを実施し、削除要請等の対応を行うとともに、インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する講座を実施するなど啓発に取り組みます。</p>	<p>人権課 (224-2278)</p>



政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>(施策名：(212) 男女共同参画の社会づくり)</p> <p>1 男女共同参画連絡調整事業 2,597千円  【(21201) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費)  三重県男女共同参画審議会による施策の評価等を行うとともに、年次報告書の作成、公表等により男女共同参画施策の総合的な推進を図ります。また、庁内各部局へ県附属機関等の委員への積極的な女性登用を働きかけます。  加えて、市町と情報共有や連携を図り、審議会等の女性登用や地域における男女共同参画の取組を支援していきます。</p> <p>2 男女共同参画センター事業 8,196千円  【(21202) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費)  三重県男女共同参画センターにおいて、情報誌等による情報発信、各種講座・セミナー等による研修・学習、男女共同参画フォーラム等による参画・交流、電話や面接等による相談、男女共同参画に関する調査研究を行い、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成に取り組みます。(女性のエンパワーメント事業 年2回開催予定、男性講座 年2回開催予定)</p> <p>(新) 3 男女共同参画意識調査事業 0千円  (3,688千円 ※H26年度2月補正含みベース)  【(21202) 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費)  女性の活躍推進や少子化対策が社会的課題として大きく取り上げられている中、男女共同参画、女性の活躍、少子化対策等の取組を適切・効果的に進めるために、県民意識を調査・分析します。</p> <p>(一部新) 4 女性が輝く三重づくり事業 0千円  (18,794千円 ※H26年度2月補正含みベース)  【(21203) 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費)  企業・団体等に「女性の活躍推進三重県会議」への加入を働きかけるとともに、女性の活躍推進の取組を促す各種セミナーの開催や、女性活躍に取り組む企業等へのアドバイザー派遣などの支援を行います。また、女性人材の育成支援や女性管理職の交流を図ります。</p>	<p>男女共同参画・NPO課 (224-2225)</p> <p>男女共同参画・NPO課 (224-2225)</p> <p>男女共同参画・NPO課 (224-2225)</p> <p>男女共同参画・NPO課 (224-2225)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>(一部新) 5 マタハラ、パタハラのない職場づくり事業 738千円 (2,508千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(21203) 働く場と家庭・地域における男女共同参画の推進】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) マタハラ、パタハラの防止に向けた企業等の取組を促すため、出産や子育てへの肯定的な意識の醸成につながるファミリーデーの実施経費の一部を助成します。また、大学生等を対象に、就職後のマタハラ、パタハラの防止に向けた啓発を行います。</p>	<p>男女共同参画・ NPO課 (224-2225)</p>
<p>(新) 6 性犯罪・性暴力被害者支援事業 10,198千円 【(21204) 性別に基づく暴力等への取組】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 性犯罪・性暴力被害者が相談しやすいよう女性の相談員が対応する専門の窓口を設置し、各地域の産婦人科連携病院の協力による初期の処置への支援や必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談、法律相談などを行うことにより被害者の心身の健康の回復を図る総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）を整備します。</p>	<p>交通安全・消費 生活課 (224-2664)</p>
<p>〈施策名：(213) 多文化共生社会づくり〉</p>	
<p>1 コミュニケーション施策推進事業【新しい豊かさ協創5】 11,002千円 【(21301) 外国人住民との円滑なコミュニケーション支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 6国際化対応費) 多言語ホームページの対応言語を現在の4言語にフィリピン語・中国語を加えた6言語に増やすなど、行政・生活情報の提供の充実に図ります。また、日本語指導ボランティアの育成を図り、外国人住民のコミュニケーション力の向上を支援するとともに日本語教室間のネットワーク化を進めます。(日本語指導ボランティア研修(入門研修) 1回開催予定)</p>	<p>多文化共生課 (222-5974)</p>
<p>(一部新) 2 外国人住民総合サポート推進事業【新しい豊かさ協創5】 25,264千円 【(21302) 外国人住民の地域社会参画支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 6国際化対応費) 行政・生活相談の充実、医療通訳などの人材の育成・普及、災害時に備えた外国人住民を主な対象とする防災訓練、消費者被害防止等、外国人住民の安全・安心な暮らしに向けた支援を、市町と連携を図りながら進めます。(医療通訳育成研修 4言語で開催予定、「避難所情報伝達キット」を活用した災害時外国人サポーター研修・外国人住民を主な対象とした避難所訓練 各2回開催予定、消費者被害防止研修 2回開催予定)</p>	<p>多文化共生課 (222-5974)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>3 多文化共生啓発・国際理解推進事業【新しい豊かさ協創5】 800千円 【(21302) 外国人住民の地域社会参画支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 6 国際化対応費) 地域社会の担い手としての外国人住民の主体的な参画という新たな社会的要請に応える視点も重視し、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して、多文化共生社会づくりに向けた啓発イベントなどを実施します。(多文化共生啓発事業 1回開催予定)</p>	<p>多文化共生課 (222-5974)</p>
<p>(施策名：(214) NPOの参画による「協創」の社会づくり)</p>	
<p>1 NPO活動支援推進事業【新しい豊かさ協創5】 6,544千円 【(21401) 県民の社会参画活動への支援】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 特定非営利活動促進法に基づくNPO法人に係る認証事務、認定事務、設立の手续や会計実務等に係る相談・指導を行うとともに、条例に基づくNPO法人の指定について啓発や助言を行います。NPOや市民活動の意義や役割について県民の理解を深め、活動に参加するきっかけとするため、講演会を開催するとともに、県民・NPO等による意見交換会を行います。</p>	<p>男女共同参画・NPO課 (222-5981)</p>
<p>2 みえ県民交流センター指定管理事業【新しい豊かさ協創5】 29,272千円 【(21402) NPOが活発に活動できる環境の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) みえ県民交流センターの管理・運営を行うとともに、市民活動団体に関する情報の収集・発信や、NPO法人の運営基盤強化のための研修、中間支援組織向けの講座などにより、県民の理解と支援を広げ、市民活動を促進します。</p>	<p>男女共同参画・NPO課 (222-5981)</p>
<p>3 災害ボランティア支援等事業 5,147千円 【(21402) NPOが活発に活動できる環境の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 県内外の大規模災害発生時に設置する「みえ災害ボランティア支援センター」の初動経費を負担するとともに、県内での大規模災害発生時に、県が災害時の活動支援協定を締結しているNPOに対して、活動経費を支援します。</p>	<p>男女共同参画・NPO課 (222-5981)</p>
<p>4 災害時に備えたネットワーク強化事業【新しい豊かさ協創5】 731千円 【(21402) NPOが活発に活動できる環境の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 1生活対策費) 大規模災害時に県内外の災害ボランティアを円滑に受け入れるため、市町におけるマニュアル策定・活用への支援に取り組むとともに、現地災害ボランティアセンター関係者の「顔の見える関係づくり」を促す訓練等を行います。</p>	<p>男女共同参画・NPO課 (222-5981)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>《政策名：教育の充実 ～一人ひとりの個性と能力を育む教育～》</p>	
<p>〈施策名：(221) 学力の向上〉</p>	
<p>1 私立高等学校等振興補助金 2,857,453千円  【(22105) 私学教育の振興】  (第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)  公教育の一翼を担っている私立学校(小・中・高等学校)において、建学の精神に基づく個性豊かで多様な教育が推進されるとともに、児童生徒の修学上の経済的負担の軽減を図るため、経常的経費への支援を行います。</p>	<p>私学課 (224-2161)</p>
<p>2 私立高等学校等就学支援金交付事業 1,965,290千円  【(22105) 私学教育の振興】  (第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)  私立高校生等に対し、就学上の経済的負担の軽減を図るため、所得に応じて高等学校等就学支援金を交付します。</p>	<p>私学課 (224-2161)</p>
<p>3 私立高等学校等教育費負担軽減事業 124,151千円  【(22105) 私学教育の振興】  (第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)  経済的理由により修学が困難な私立高校生等の授業料および入学金について助成を行います。また、低所得世帯に対しては授業料以外の教育経費について奨学給付金を給付します。</p>	<p>私学課 (224-2161)</p>
<p>4 私立学校校舎等耐震化整備費補助金【緊急課題解決1】 8,750千円  【(22105) 私学教育の振興】  (第10款 教育費 第8項 私学振興費 1私学振興費)  私立学校(小・中・高等学校・特別支援学校)における校舎等の耐震化事業に対して助成を行うことにより、安心して学べる環境の整備を促進します。</p>	<p>私学課 (224-2161)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：文化と学び ～地域の誇りと心の豊かさを育む社会～》</p> <p>〈施策名：(261) 文化の振興〉</p> <p>(一部新) 1 文化活動連携事業 28,307千円  【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費)  三重の文化芸術のレベルアップのために、文化振興を担う人材の育成に取り組みます。また、県民の文化芸術活動を顕彰する「三重県文化賞」を授与するとともに、地域における芸術文化の取組を支援します。</p> <p>(一部新) 2 文化交流機能強化事業 3,626千円  (12,726千円 ※H26年度2月補正含みベース)  【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費)  文化交流ゾーンを構成する各施設等が連携してセミナーや各施設を巡るスタンプラリー、ガイドブックの作成等を行い、文化交流ゾーンの魅力を発信するとともに、県民がさまざまな文化にふれる機会を提供します。</p> <p>3 文化会館事業 47,491千円  【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 8総合文化センター費)  文化会館において、多彩で魅力的な文化芸術公演の実施やアウトリーチ活動、人材育成に取り組み、県民が文化芸術にふれ親しむ機会を提供します。</p> <p>4 文化にふれる機会提供事業 11,518千円  【(26101) 文化にふれ親しみ、創造する機会の充実】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費)  県民が文化活動の成果を発表する場である「県民文化祭」「県展」「音楽コンクール」を県民総ぐるみの文化の祭典「みえ文化芸術祭」として総合的に開催します。</p> <p>5 地域の文化資産活用促進事業 1,002千円  【(26102) 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費)  まちかど博物館や歴史街道等の歴史的・文化的資産を活用した地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。</p> <p>6 こころのふるさと齋宮づくり事業 347,081千円  【(26102) 歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用】  (第2款 総務費 第5項 生活文化費 11齋宮歴史博物館費)  東部整備基本計画に基づき、3棟の復元建物について平成27(2015)年夏の完成をめざすとともに、史跡公園の整備を行います。</p>	<p>文化振興課 (224-2176)</p> <p>文化振興課 (224-2233)</p> <p>文化振興課 (224-2233)</p> <p>文化振興課 (224-2233)</p> <p>文化振興課 (224-2233)</p> <p>文化振興課 (224-2233)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>〈施策名：(262) 生涯学習の振興〉</p>	
<p>1 総合博物館展示等事業 101,063千円 (145,303千円 ※H26年度2月補正含みベース) 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 9博物館費) 博物館活動の基盤となる調査研究活動や収集保存活動を推進し、その成果を生かして、多彩な企画展や各種団体・企業との交流展の開催により、三重の自然と歴史・文化の魅力を発信します。また、移動展示やフィールドワークなど地域との連携によるアウトリーチ活動を展開します。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>
<p>2 学びの拠点活用支援事業 2,161千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 8総合文化センター費) 県立図書館改革実行計画に基づき、市町立図書館等の職員を対象にした研修や時機を捉えた講座、展示等を実施することにより、全県域・全関心層に向けて先進的で幅広い図書館サービスを提供し、三重県全体の図書館サービスの向上をめざします。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>
<p>(一部新) 3 美術館展示等事業 56,275千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 10美術館費) 日本を代表する彫刻家の企画展や県ゆかりの新進作家の特集展示など、魅力的な展覧会を開催するとともに、移動美術館や小中学校を対象にした出前講座などのアウトリーチ活動に取り組み、多くの県民が美術作品にふれ親しむ機会を提供します。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>
<p>4 斎宮歴史博物館展示・普及事業 10,952千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 11斎宮歴史博物館費) 国史跡斎宮跡東部整備における復元建物の完成を記念した特別展などの展覧会や歴史講座、出前講座などを実施するとともに、地域と連携して県内外への斎宮の魅力発信に取り組みます。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>
<p>(新) 5 斎宮を核とした平安文化活用発信事業 12,000千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 11斎宮歴史博物館費) 復元建物を活用し、地域と連携して平安時代の文化や歴史を学び体感できる機会を提供するとともに、斎宮をはじめとする郷土の文化財を守る次世代のサポーターを育成します。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>
<p>6 生涯学習センター事業 10,769千円 【(26201) 学びあう場の充実】 (第2款 総務費 第5項 生活文化費 8総合文化センター費) 多様化・高度化する県民の生涯学習ニーズに応えるため、県内の高等教育機関、各種団体等との協働により、多様な学習機会の提供を行うとともに、地域において生涯学習分野で活動する方々を支援するための研修会を開催します。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・ 電話番号
<p>7 豊かな体験活動推進事業 <span style="float: right;">13,620千円</span></p> <p style="text-align: right;">【(26201) 学びあう場の充実】</p> <p>(第2款 総務費 第5項 生活文化費 3文化振興費)</p> <p>県立美術館、斎宮歴史博物館および生涯学習センターにおいては、文化芸術に対する感性を育み、本県の文化の継承、発展につなげるため、次代を担う子ども等を対象に参加体験型の学習機会を提供します。</p>	<p>文化振興課 (224-2233)</p>

平成27年度当初予算 債務負担行為 (環境生活部関係)

【新規】

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
三重県立図書館総合システム運用保守業務委託に係る契約	平成28年度 ～ 平成32年度	57,096
美術館フリオ・ゴンザレス展(仮称)負担金に係る契約	平成28年度	2,701
美術館企画展舟越桂展(仮称)負担金に係る契約	平成28年度	1,769
美術館企画展舟越桂展(仮称)造作物製作業務委託に係る契約	平成28年度	324
総合博物館企画展展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成28年度	2,000
総合博物館企画展資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成28年度	2,500
三重県交通安全研修センターの指定管理に係る契約	平成27年度 ～ 平成32年度	200,125
三重県環境学習情報センターの指定管理に係る契約	平成27年度 ～ 平成32年度	200,410
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約	平成27年度 ～ 平成28年度	360,000
固相抽出用定流量ポンプ等の賃借料に係る契約	平成28年度 ～ 平成33年度	49,374

※「三重県交通安全研修センターの指定管理者制度活用の方針」および「三重県環境学習情報センターの指定管理者制度活用の方針」は、別添資料1および別添資料2を参照。



## 三重県交通安全研修センター指定管理者制度活用の方針

## 1 指定管理者の更新

平成18年9月1日から指定管理者制度を導入している三重県交通安全研修センター(以下「センター」という。)については、平成28年3月31日をもって第4期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新に係る手続きを行います。

## 2 指定管理者制度の活用に当たっての基本的事項

## (1) 指定管理者制度活用の目的(期待する効果)

県では、センターの管理について、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上および経費の縮減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

## (2) 施設の設置目的(役割)

センターは、幼児から高齢者までのすべての県民を対象とする体系的な交通安全教育を推進することを目的として設置しています。

## (3) 施設運営の基本的な方向性(運営方針)

交通安全教育をより効果的、効率的に県内全域に普及させていくため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を体系的・継続的に養成し、交通安全教育を地域等に根付かせることをセンターの運営方針とします。

また、交通事故から身を守る理論(知識)を習得した上で、その理論(知識)を実践に結びつける能力(技能)を高めるために不可欠な教育手法である参加・体験・実践型の交通安全教育の重要性について周知し、利用拡大を図ることとします。

## (4) 施設の概要

## ア 施設の名称

三重県交通安全研修センター(平成7年5月開設)

## イ 所在地

三重県津市垂水2566番地(三重県運転免許センターの4階に併設)

## ウ 構造規模等

敷地面積(屋外施設)	12,821.63 m <sup>2</sup>
主な内訳	自転車コース 4,069.89 m <sup>2</sup> (平成26年3月改修)
	自動車体験コース 8,572.24 m <sup>2</sup>
	車庫 179.5 m <sup>2</sup>
延床面積(屋内施設)	1,339.00 m <sup>2</sup>
主な内訳	講習室、視聴覚室(平成27年3月改修)、シミュレータ室(平成25年3月改修)、体験学習コーナー(平成26年12月改修)、事務室、トイレ、通路

車両等 自動車4台(トラック1、教習車2、連絡車1)、自転車48台

## エ 利用料金 無料

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していただくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

- (ア) 交通安全に関する教育の実施に関する業務
- (イ) 交通安全に関する情報・資料の収集及び提供に関する業務
- (ウ) 施設の維持管理に関する業務
- (エ) その他管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

- (ア) 指導者養成・資質向上講座受講者数 毎年度 1,700人以上
- (イ) 団体研修受講者数 毎年度 5,500人以上
- (ウ) 一般利用者数 毎年度 43,000人以上
- (エ) 研修により行動や意識に変化があったと回答した受講者の割合 毎年度 100%

(6) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。

(7) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 200,125 千円（5 年間）（消費税及び地方消費税を含む。）  
（内訳）毎年度 40,025 千円

3 指定管理者の募集および選定等に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的、効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

なお、創造的な交通安全教育を実施していくため、指定管理開始後にスタッフが交通安全教育に関する専門研修を受講できる機会を確保するとともに、交通安全教育指導者の養成や効果的な教育プログラムの開発などについての独創的な提案に対する配点にウエイトを置くこととします。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、三重県交通安全研修センター条例第 6 条の 2 の規定に基づき、県職員以外の有識者等で構成する「三重県交通安全研修センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という）を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮したうえ、弁護士、税理士（または公認会計士）、交通安全教育に関する有識者、施設利用者の代表（公募により選定）などによる民間委員（5名を予定）で構成することを予定しています。

### （3）審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

#### 〔選定基準〕

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

## 4 今後の日程に関する事項

平成27年	5月	選定委員会のうち公募委員の募集
	6月	選定委員会の開催（審査基準・配点表を決定）
	7月～8月	指定管理者の公募開始・申請受付
	10月	第2回定例会9月定例会に選定過程の状況を報告
	10月～11月	選定委員会による審査 指定管理候補者の選定
	11月	第2回定例会11月定例会に指定管理者指定議案を提出
平成28年	1月～3月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
	4月	指定管理者による施設管理を開始

## 三重県環境学習情報センター指定管理者制度活用の方針

## 1 指定管理者の更新

平成20年4月1日から指定管理者制度を導入している三重県環境学習情報センター(以下「センター」という。)については、平成28年3月31日をもって第2期の指定期間が満了することから、指定管理者の更新に係る手続きを行います。

## 2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

## (1) 指定管理者制度活用の目的(期待する効果)

県では、センターの管理について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県がめざす施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

## (2) 施設の設置目的(役割)

センターは、県民の環境保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動を推進することを目的として設置しています。

## (3) 施設運営の基本的な方向性(運営方針)

環境教育の目的は、「県民がその役割に応じて環境保全活動を自主的に行うことができる力を身につける」ことであり、県民がこれらの力を身につけることにより、行政だけではなく、多様な主体が環境保全活動に取り組む基礎となることから、センターを三重県における環境教育の中心的な拠点施設として、環境教育の推進を目指し、一層効果的な管理運営を図っていきます。

## (4) 施設の概要

ア 施設の名称	三重県環境学習情報センター(平成11年8月開設)
イ 所在地	三重県四日市市桜町3684-11
ウ 構造規模等	三重県保健環境研究所(鉄筋コンクリート造3階建)の1階に併設
展示ホール	402 m <sup>2</sup>
エコ宣言ステージ	90 m <sup>2</sup>
研修室	154 m <sup>2</sup>
分析実習室	100 m <sup>2</sup>
事務室	112 m <sup>2</sup>

## (5) 指定管理者が行う業務の範囲(業務内容、成果目標)

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供していくサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

## ア 業務の内容

- (ア) 環境保全に関する普及及び啓発に関する業務
- (イ) 環境の保全に関する研修会、講習会の実施に関する業務
- (ウ) 環境に関する情報の収集および提供に関する業務
- (エ) 環境の保全に関する活動の促進および交流に関する業務
- (オ) 施設等の維持管理に関する業務
- (カ) その他センターの管理運営上必要と認める業務

## イ 成果目標

(ア) 環境教育参加者数	毎年度	35,000 人
(イ) 児童・生徒を対象とした環境教育参加者数	毎年度	11,000 人
(ウ) 指導者養成を目的とした講座受講者数	毎年度	1,500 人
(エ) 講座参加者の満足度	毎年度	90%以上

### (6) 利用料金制採用の考え方

平成 20 年 4 月からの指定管理者制度導入と同時に利用料金制を取り入れ、現在の運営上の支障はないことから、次期指定管理を更新する上においても現行の料金制を採用します。

### (7) 指定の期間（予定）

指定の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しています。

### (8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 200,410 千円（5 年間）（消費税及び地方消費税を含む）  
（内 訳） 毎年度 40,082 千円

## 3 指定管理者の募集および選定等に関する事項

### (1) 募集の方法

センターでは、広く民間のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募し選定する予定です。

### (2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する三重県環境学習情報センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会は、学識及び経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、環境学習に関する有識者、公募により選定した施設利用代表者・地域住民代表者などによる民間委員（5 名を予定）で構成することを予定しています。

### (3) 審査方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

[選定基準]

- ①事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

#### 4 今後の日程に関する事項

平成 27 年 5 月	選定委員会委員のうち公募委員の募集
6 月	選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定）
7～8 月	指定管理者の公募開始、申請受付
10 月	第 2 回定例会 9 月定例会月会議へ選定過程の状況を報告
10～11 月	選定委員会による審査 指定管理者候補者の選定
11 月	第 2 回 11 月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出
平成 28 年 1～3 月	指定管理者の指定、協定の締結、引継ぎ
4 月	指定管理者による施設管理を開始

(議案補充説明)

## 2 議案第 32 号 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する 条例案について

### 1 改正の趣旨

三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものです。

### 2 概要

(1) 条例の有効期限を平成 27 年 3 月 31 日から平成 30 年 3 月 31 日まで延長します。

(2) (1) に規定する期限までに実施された事業に係る精算期限を、平成 27 年 12 月 31 日から平成 30 年 12 月 31 日まで延長します(資料 新旧対照表を参照)。

### 3 施行日

公布の日から施行。

○三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成三十年十二月三十一日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の効力)</p> <p>2 この条例は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 附則第二項前段に規定する期限までに実施された基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、平成二十七年十二月三十一日(同日までに当該精算が完了した場合)にあつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>



(議案補充説明)

### 3 議案第 34 号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案について (環境生活部関係)

#### 1 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正 にかかる改正

##### (1) 改正の趣旨

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の一部改正に伴い、手数料についての規定を整理します。

##### (2) 概要

手数料を徴収する事務の根拠法律の名称および条項並びに手数料の名称を改めます(資料1 新旧対照表を参照)。

##### (3) 施行日

平成 27 年 4 月 1 日から施行。

#### 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備 に関する法律による土壌汚染対策法の一部改正にかかる改正

##### (1) 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「土壌汚染対策法」の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備します。

##### (2) 概要

「土壌汚染対策法」で規定する指定調査機関の指定の申請および更新の申請に係る事務手数料を新設します(資料2 新旧対照表を参照)。

##### 【新設】

指定調査機関指定申請手数料	30,900 円
指定調査機関指定更新申請手数料	24,800 円

##### (3) 施行日

平成 27 年 4 月 1 日から施行。

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表(第一条関係)・別表第一地球温暖化対策課関係

改 正 案

現 行

別表第一(第二条関係)

別表第一(第二条関係)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	百八十一の(略)	(略)	(略)
二	百八十一のフロン類の使用第一種フロン類用の合理化及フロン類充び管理の適正填回収業化に関する法登録申請律(平成十三年法律第六十四号)第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業の登録の申請に対する審査	法律第六十四号(第九條第一項)の規定に基づく第一種フロン類充填回収業の登録の申請に対する審査	五千元
三	百八十一のフロン類の使用第一種フロン類用の合理化及フロン類充び管理の適正填回収業化に関する法登録更新律第三十條第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業の登録の更新の申請に対する審査	法律第三十條第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業の登録の更新の申請に対する審査	四千元
備考(略)	百八十一の(略)	(略)	(略)
十四	四〇三六六	(略)	(略)

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	百八十一の(略)	(略)	(略)
二	百八十一の特定製品に係る第一種フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法登録の申請に対する審査	法律第六十四号(第九條第一項)の規定に基づく第一種フロン類回収業の登録の申請に対する審査	五千元
三	百八十一の特定製品に係る第一種フロン類の回収及び破壊の実施の確保更新申請等に関する法手数料	法律第十二條第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	四千元
備考(略)	百八十一の(略)	(略)	(略)
十四	四〇三六六	(略)	(略)

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表(第一条関係・別表第一大気・水環境課関係)

改正案

現行

別表第一(第二条関係)				別表第一(第二条関係)			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一〇百八十一の十五	(略)	(略)	(略)	一〇百八十一の十五	(略)	(略)	(略)
百八十一の十	土壌汚染対策指定調査	指定調査	三万九百円				
六	の規定に基づく申請手数料 指定調査機 関の指定の申 請に対する審 査						
百八十一の十	法第二十九条機 関指定						
七	第一項の規定 に基づく指定 調査機関の指 定の更新の申 請に対する審 査	更新申請 手数料	二百円				
百八十一の十	法第三十二条機 関指定		二万四千八 百円				
百八十 二〇三 百六十	(略)	(略)	(略)	百八十 二〇三 百六十	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			



(議案補充説明)

4 議案第 73 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算 (第 10 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	4,782,539	▲ 50,667	4,731,872
4 衛生費	6 環境保全費	5,818,895	39,882	5,858,777
10 教育費	8 私学振興費	6,994,328	▲ 141,818	6,852,510
合 計		17,595,762	▲ 152,603	17,443,159

## 別表 1

## 平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号)主要項目 (環境生活部関係)

※補正予算総額 ▲ 152,603 千円

(単位:千円)

款 項 目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	説明 (主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(1) 生活対策費	人件費	1,430,333	▲ 4,248	1,426,085	職員手当等の所要額精査による減
(3) 文化振興費	文化活動連携事業費	40,704	▲ 10,047	30,657	国補事業採択に伴う「みえミュージアム活性化事業実行委員会」負担金の減など
	三重県文化振興基金積立金	15,573	4,067	19,640	文化振興費寄附金(総合博物館活動運営)等の積立による増
(4) 人権施策推進費	隣保館整備費補助金	89,142	▲ 11,674	77,468	市町に対する補助所要額の執行見込みの減
(8) 総合文化センター費	総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	175,434	▲ 3,356	172,078	修繕工事設計委託費の入札差金による減
(10) 美術館費	美術館管理運営費	199,856	▲ 4,915	194,941	施設管理経費(需用費等)の執行見込み額の減
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	人件費	1,313,746	6,036	1,319,782	職員手当等の所要額精査による増
	環境保全基金積立金	249,556	199,135	448,691	産業廃棄物税の平成26年度収入見込み額の増等による積立金の増
(2) 廃棄物対策費	環境修復事業費	1,966,418	▲ 121,936	1,844,482	各事案の行政代執行の執行状況に応じた委託料および工事請負費等の執行見込み額の減
(3) 環境指導費	大気テレメータ維持管理費	84,528	▲ 4,830	79,698	測定機器の購入に係る入札差金等による減
	浄化槽設置促進事業補助金	223,208	▲ 23,061	200,147	市町に対する補助所要額の執行見込みの減
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立高等学校等就学支援金交付事業費	1,948,297	▲ 116,439	1,831,858	就学支援金所要額の精査等による減
	私立高等学校等教育費負担軽減事業費	122,659	▲ 24,763	97,896	授業料減免補助金支給対象者の支給額精査等による減
【歳入】	(節区分)				
8 使用料及び手数料					
2 手数料					
(1) 総務手数料	旅券事務手数料	90,534	▲ 6,097	84,437	旅券交付件数の精査による減
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(9) 教育費補助金	高等学校等就学支援金交付金	1,941,201	▲ 119,686	1,821,515	私立高等学校等就学支援金交付事業費に充当
11 寄附金					
1 寄附金					
(8) 総務費寄附金	文化振興費寄附金	16,388	3,819	20,207	三重県文化振興基金積立金に充当
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	文化振興基金繰入金	107,805	▲ 14,013	93,792	文化活動連携事業費等に充当
	高校生修学支援臨時特例基金繰入金	31,698	▲ 5,136	26,562	私立高等学校等教育費負担軽減事業費に充当
14 県債					
8 県債					
(2) 衛生債	産業廃棄物不法投棄対策事業費充当	1,723,000	▲ 108,000	1,615,000	環境修復事業費に充当

※「補正前の額」には、2月補正予算計上額を含む。

別表 2

平成 26 年度一般会計補正予算（第 10 号）債務負担行為（環境生活部関係）  
 【追加】（単位：千円）

事項	期間	限度額
人権センター図書システム運用保守業務委託に係る契約	平成26年度 ～ 平成27年度	293
ガスクロマトグラフ質量分析装置等保守点検業務委託に係る契約	平成26年度 ～ 平成27年度	3,402

別表 3

平成 26 年度一般会計補正予算（第 10 号）繰越明許費（環境生活部関係）  
 【追加】（単位：千円）

款	項	事業名	金額
衛生費	環境保全費	最終処分場周辺環境整備事業費	23,382
衛生費	環境保全費	環境修復事業費	1,023,972





1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告（環境生活部関係）

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	私立高等学校等 振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町 238 他14法人1団体	2,857,453 (H27.6)	私立高等学校等における 経常的経費に助成する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神 に基づいた特色ある教育 の向上への支援及び 保護者の経済的負担の 軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金 等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学 校教育で大きな役割を果 たしている私立学校への 支援は重要である。	私学課	教育 費	私学 振興 費	私学 振興 費	私立学校振 興費
2	私立特別支援学 校振興補助金	学校法人 特別支 援学校聖母の家 学園 四日市市波木町 398-1	98,879 (H27.7)	私立特別支援学校におけ る経常的経費に助成す る。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
3	私立専修学校振 興補助金	学校法人 大橋学 園 四日市市浜田町 13-29 他15法人・ 1個人	27,749 (H27.6)	私立専修学校における経 常的経費に助成する。	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
4	斎宮跡普及・啓 発活動等支援補 助金	明和町 多気郡明和町馬 之上945	18,938 (H27.4)	斎宮跡体験学習施設の効 果的・効率的な普及・啓発 事業等を展開するための 経費を補助する。	(目的・理由) 斎宮歴史博物館と一体 となり斎宮跡の活用事 業、情報発信において重 要な役割を担っている斎 宮跡体験学習施設で実 施する斎宮跡の効果 的・効率的な普及・啓発 事業等の展開を図る。 (根拠) 環境生活部関係補助金 等交付要綱	公共財 斎宮跡と斎宮歴史博物 館、いつきのみや歴史体 験館が有機的に結びつ き、生涯学習の拠点として 活用されることは、県民文 化の向上につながるもの であり、その一翼を担う公 共施設(いつきのみや歴 史体験館)への経費補助 は公益性の高いものであ る。	文化振興課	総務費	生活 文化 費	斎宮 歴史 博物館 費	斎宮歴史博 物館費

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
5	石綿健康被害救済基金への拠出	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	13,120 (H27.7)	「石綿による健康被害の救済に関する法律」第32条第2項の規定により、独立行政法人環境再生保全機構に設置された石綿健康被害救済基金に対して、国が都道府県に求めた額を拠出する。	(目的・理由) 国、県及び事業者が拠出する石綿健康被害救済基金から石綿健康被害者に対して、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく医療費等の給付を行うことで、石綿による健康被害者の救済を図る。 (根拠) 石綿による健康被害の救済に関する法律	外部(不)経済 本来、原因者が石綿健康被害者にその損害を賠償すべき責任を負うが、①長い潜伏期間であること、②石綿が広範な分野で利用されてきたため、飛散と個別の健康被害に係る因果関係が立証困難であることから、民事責任とは切り離して救済する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	アスベスト飛散対策事業費
6	浄化槽設置促進事業補助金	未定	184,883 (H28.3)	単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換を行う者に対し、市町がその設置に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(補助率1/3・上限あり)を行う。 また、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 生活雑排水の汚濁の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた社会的便益に相当する分について公費負担する。	同上	同上	同上	同上	浄化槽設置促進事業補助金

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
7	浄化槽市町整備 促進事業補助金	未定	78,543 (H28.3)	高度処理型合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う市町に対して、起債の元金から地方交付税措置相当額を除いた額の1/2を県費助成する。 単独浄化槽や汲み取りから市町型合併処理浄化槽へ転換を行う者に対し、市町が配管費用等の転換に要する経費を助成する場合、市町の交付額に対し県補助(1/3~1/2・上限あり)を行う。	(目的・理由) 市町が設置主体となつて高度処理型浄化槽の計画的整備をすることにより、し尿と雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び生活衛生の向上に寄与する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 各家庭からの生活雑排水を公共用水域に放流するに当たり、排水の汚濁量を減じる施設であり、社会的便益をもたらす施設であるため施設整備へ公費負担する。	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	浄化槽設置 促進事業補助金
8	隣保館整備費補助金	松阪市 松阪市殿町1340-1	10,916 (H28.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び耐震、バリアフリー等の改修工事に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
9	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	54,426 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
10	隣保館整備費補助金	明和町 多気郡明和町大字馬之上945	15,062 (H28.3)	市町が設置している隣保館における、増改築及び耐震、バリアフリー等の改修工事に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
11	隣保館運営費等補助金	桑名市 桑名市中央町2丁目37	14,375 (H28.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
12	隣保館運営費等補助金	四日市市 四日市市諏訪町1-5	17,122 (H28.3)	市町が設置している隣保館等において実施している相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に対して補助を行う。	(目的・理由) 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、人権課題解決のための各種事業を行うため交付する。 (根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済地域における人権意識向上のための積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	人権課	総務費	生活文化費	人権施策推進費	人権が尊重されるまちづくりの推進費
13	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目18-18	20,262 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
14	同上	津市 津市西丸之内23-1	83,434 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
15	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	24,524 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
16	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目7-29	22,647 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
17	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内116	58,946 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
18	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	16,447 (H28.3)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
19	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金補助金	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県川崎市 幸区大宮町1310	10,242 (未定)	PCB廃棄物の処理には多額の費用が必要なことから、処理費用負担能力の小さい中小企業に助成するため独立行政法人環境再生保全機構に設置されたPCB廃棄物処理基金に国とともに拠出する。	(目的・理由) PCB廃棄物処理基金から中小企業が行う処理費用の一部を補助することで、中小企業の負担を軽減し、PCB廃棄物の早期処理を図る。 (根拠) 独立行政法人環境再生保全機構法 環境生活部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 PCB廃棄物の処理費用は高額であり、中小企業者にとっては過重な負担となることから、PCB廃棄物の処理の推進のためには、その負担の軽減が必要である。また、中小企業者の処理を推進することで、紛失等による環境汚染の危険性を防止することが可能となる。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	廃棄物適正処理推進事業費
20	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市 四日市市諏訪町1番5号	30,000 (未定)	管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのために市町が行う道路整備、緑化事業等の基盤整備事業を支援する。	(目的・理由) 最終処分場に対する住民の理解と協力を得られやすくするために、県が支援することにより、管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域の生活環境の整備を促進する。 (根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 管理型産業廃棄物最終処分場は、健全な産業活動を維持するための必要不可欠な産業基盤であるが、従来、周辺地域のイメージにマイナスに寄与すると捉えられている。こうした中、処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、当該地域が環境面でも十分配慮された地域となるよう、生活環境の整備が必要である。	廃棄物・リサイクル課	衛生費	環境保全費	廃棄物対策費	最終処分場周辺環境整備事業費